

議案第 23 号

桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

桐生市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項に規定する病院」を「法第 55 条第 1 項に規定する病院等」に、「同項に規定する入院等」を「法第 55 条第 1 項に規定する入院等」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により桐生市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第 3 項の前の見出しを削り、第 3 項及び第 4 項を削る。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 23 号 桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者について、所要の改正を行おうとするものです。